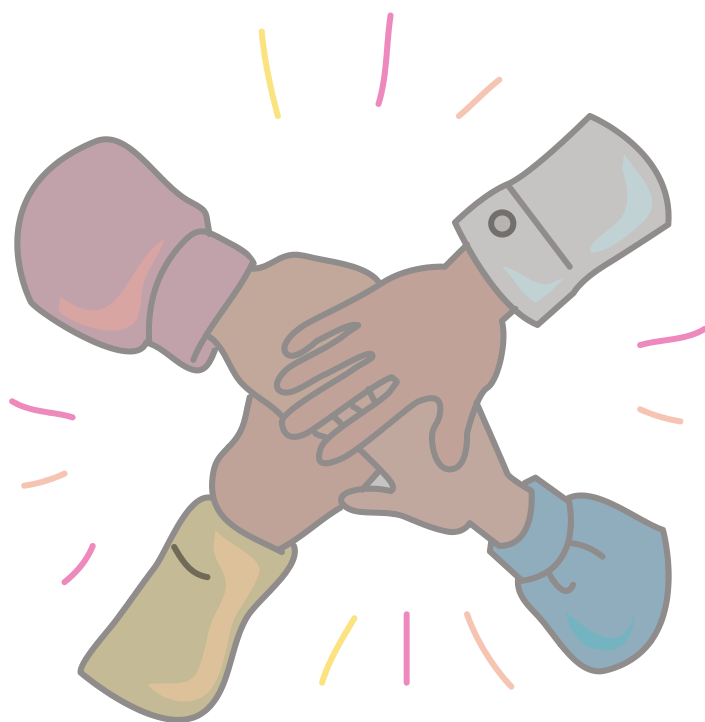


市民と行政との 協働に関する基本指針



平成21年3月策定（第1版）

吉川市

はじめに	3
1. 吉川市の現状認識と必要なこと	4
(1) 市民の現状認識と必要なこと	4
① 参加者の不足と固定化	4
② 活動の拠点・情報交換の場の不足	4
③ 協働によるまちづくりに対する意識	4
④ 市民活動団体の活性化	5
(2) 行政の現状認識と必要なこと	5
① 市民ニーズの的確な把握	5
② 市民との協働に対する意識	5
③ 行政のしくみが不明瞭	5
(3) 参加の現状認識と必要なこと	6
① 人が集まりにくい	6
② 参加する時間がない	6
③ 必要な情報が入りにくい	6
④ 特定の人への負担が大きい	6
2. 協働の定義について	7
(1) 「協働の主体・対象・形態」という視点	7
(2) 「なぜ、協働が必要なのか」という視点	8
① 吉川市を取り巻く環境の変化	8
② 市民のまちづくりに対する関心	8
③ 協働することで得られる効果	8
(3) 「新しい公共」という視点	9
(4) 「参加も協働」という視点	9
3. 協働のルールとマナー	10
(1) よしかわ協働ルール	10
① 目的共有・目標一致のルール～めざすところ是一緒	10
② 役割分担のルール～お互いに責任を持つ	10
③ 公開のルール～開かれた関係	10
④ 評価のルール～次への第一歩	10
(2) よしかわ協働マナー	11
① 対等のマナー～どちらも主役	11
② 相互理解のマナー～お互いを知る	11
③ 自主性尊重のマナー～良好な関係を保つために	11
④ 自立のマナー～自分の足で歩く	11

4. 協働の推進に向けて	12
(1) 協働の類型について	12
① スタート時協力型	12
② 相互単独型	12
③ 行政主導市民参加型	13
④ 市民主導行政協力型	13
(2) 協働の形態について	14
① 共催	14
② 後援	14
③ 事業協力	15
④ アダプト制度	15
⑤ 企画立案・計画立案への参加	16
⑥ 実行委員会等	16
⑦ 委託	17
⑧ 補助	17
⑨ 指定管理者制度	18
5. 協働するための今後の方向性について	19
(1) 市民の自治意識の高揚	19
(2) 新たな人材の発掘と育成	20
(3) 行政職員の意識改革	20
(4) 話し合いをするための場・機会の増大	20
(5) 協働を実行するための制度づくり	21
(6) 協働事業の分析と評価	21
(7) 情報の共有化	21
(8) 市民活動の拠点づくり	21
(9) 協働を推進するための体制づくり	22
(10) 市民と行政をつなぐ組織の支援	22
(11) この指針の取り扱い	22
おわりに	23
資料編	24

はじめに

私たちがこれから目標としているまちづくりは、住みよい地域を目指し、市民がまちづくりの主体となる「住民自治」の実現です。

今日、社会的課題に積極的に取り組む市民活動が活発化し、その存在は大きな潜在能力と可能性を秘めた公共の新たな担い手として期待されています。

一方、少子高齢化、環境問題、情報化社会、団塊世代問題など社会情勢が著しく変化する中で、市民のライフスタイルやニーズが急激に多様化・高度化し、自治体においては本格的な地方分権が進み、地域の様々な課題や市民ニーズには、もはや行政だけではかかえきれないものになってきています。

このような状況の中、「住民自治」を実現する方法の一つとして「協働」があり、吉川市において、そのルールや今後の方向性を示したものがこの協働指針です。

吉川市は、中川と江戸川にいだかれた美しい田園風景に恵まれ、長い歴史に育まれた伝統と近年の人口増加に象徴される新しい息吹が共存するまちです。

市民と行政という二つの川の流れが重なり、「協働」という大きな流れになることを願いながら、この指針を積極的に活用し、新しい吉川市のまちづくりの実現に向け、市民と行政がお互いに手を取り合い、一緒に進んでいきたいと考えています。

1. 吉川市の現状認識と必要なこと

ここでは当市の現状認識と必要なことについて、地域ヒアリング¹などの結果に基づき、分析を行っています。

(1) 市民の現状認識と必要なこと

初めに、私たちが住んでいる吉川市²を形成する上で欠かせない市民³について考えてみます。

① 参加者の不足と固定化

市民や行政が主催する事業やイベントなどへの参加者が少なく、参加する市民もごく一部の同じ顔ぶれで固定されています。

- 参加への働きかけが必要

② 活動の拠点・情報交換の場の不足

当市には、市民同士が話し合える場や市民活動の拠点となる場所がありません。これは情報提供やコミュニケーションの不足などにもつながり、「参加の仕方がわからない」という悪循環を引き起こしています。

- 活動の拠点・情報交換の場とコミュニケーションの充実が必要

③ 協働によるまちづくりに対する意識

「協働」という言葉は、なじみが薄く、難しいという声が非常に多く、その認知度はまだまだ低いのが現状です。

また、まちづくりや地域課題解決の取り組みについては、「行政が行うもの」、「自分には関係ない」という声がある反面、「自分たちでできることは自分たちです」という積極的な声もあります。

- 協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけが必要
- 市民が自らの手で、積極的にまちづくりに取り組むという意識が必要
- 市民が行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識が必要

¹ 『地域ヒアリング』：「現場の生の声を拾い上げる」ため、吉川市協働指針策定合同会議メンバーが市内で活動する団体などにおもむき、直接意見の聴取を行ったものです。平成20年8月から約2か月間をかけて、計25回実施しました。詳細については資料編をご覧ください。

² 『吉川市』：この指針における吉川市とは、「市民、行政全てを含めた吉川市の総称」を指します。なお、行政の意味で用いる吉川市については、この指針の中では「行政」と表記しています。

³ 『市民』：この指針における市民とは、「吉川市に関わる個人・市民活動団体・企業など」を指します。

④ 市民活動団体の活性化

市内で活躍している市民活動団体の現状は必ずしも盤石ではなく、一つの団体では資金面や情報面、人材面などの力が弱く、活動範囲に限界を感じているという声があります。

- 市民のつながり・ネットワークの構築が必要
- 人材育成が必要

(2) 行政の現状認識と必要なこと

次に、行政について考えてみます。

① 市民ニーズの的確な把握

行政が把握している市民ニーズと実際の市民ニーズが食い違っていることがあり、それは市民の声を収集する方法や捉え方に問題があると考えられます。また、「行政は敷居が高く、話しにくい雰囲気がある」、「声を聞く方法、職員の聞く姿勢が不足している」という声があります。

- 情報の送受信方法の確立が必要
- 話をしやすい環境づくりが必要

② 市民との協働に対する意識

行政内部においても「市民との協働」ということについて、まだまだ戸惑いや理解不足が見受けられます。

- 協働に対する市職員の意識改革が必要
- 協働に関するしくみづくりが必要

③ 行政のしくみが不明瞭

市民目線で見ると、行政内部の組織や、事業や予算がどのような流れで決定されているかなど、行政のしくみがわかりにくいと言われることがあります。このようなことは行政に対する不信感として積み重なり、市民との信頼関係や協働の基盤づくりの大きな障害となることが考えられます。

- 行政のしくみの明瞭化が必要
- 情報提供と対話の充実が必要

(3) 参加の現状認識と必要なこと

参加は協働を進める上で、協働の入口となる最も重要な要素の一つであると考えています。ここでは、地域ヒアリングで最も声が多かった参加について、さらに考えてみます。

① 人が集まりにくい

行政をはじめ、自治会や市民活動団体が行うイベントなどに人がなかなか集まらないというのが大きな悩みになっています。「自分の興味のあるものにしか積極的に参加しない」や「人付き合いが面倒」という声があります。

- 市民同士や地域における日頃の交流・コミュニケーションづくりが必要
- 実施主体側の創意工夫と根強い働きかけが必要

② 参加する時間がない

市民によっては、様々な生活パターンがあるため、時間的な制約を受ける方もいます。

- 市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮が必要

③ 必要な情報が入りにくい

市民の中には、市民活動などに参加したくても、知りたい情報がどこにあるのか、誰に聞けばいいのかがわからないことがあるようです。

また、情報を送る側としては、既存の方法や個々の団体だけでは、情報を広めることに限界があると感じているようです。

- 情報の集約化・整備が必要
- 相談窓口の存在が必要
- 情報発信基地の存在が必要

④ 特定の人への負担が大きい

新しい人たちの参加が少ないため、特定の人がいっつも参加せざるを得ない状況であるため、特定の人に多くの負担がかかっています。

- あらゆる世代の新たな人材の発掘が必要

2. 協働の定義について

市民がまちづくりの主体となる「住民自治⁴」を実現するための一つの方法が「協働」です。協働の考え方については、全国で統一されているわけではなく、各自治体によってそれぞれ異なっています。吉川市では、吉川市市民参画条例⁵で、「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。」と定義しています。

さらに、この指針では、協働の定義を次の4つの視点から考えています。

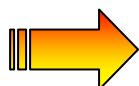
(1) 「協働の主体・対象・形態」という視点

協働を実際に行う主体、相手方となる対象、実施するための形態は自治体によって、それぞれ異なっています。吉川市では、協働の主体・対象・形態を「公益性⁶があれば、幅広くとらえる」と考えています。

これは、一人でも多くの市民に協働に関わって欲しいという強い願いが込められています。なお、協働の概念としては「市民と市民との協働」も考えられますが、この指針では「市民と行政との協働」に限定して考えています。

協働の主体・対象・形態について

- ①協働の主体：公益性があれば誰でも主体とすることができます。
- ②協働の対象：幅広く吉川市に関わる人は全て対象となります。
- ③協働の形態：目的に公益性があればどのような形でもかまいません。



この指針では、「市民と行政との協働」に限定しています。

⁴ 『住民自治』：自治体の運営は、「住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考え方のもと、自治体の経営について広く住民の参加を認め、地域内の課題解決をその地域の住民と自治体と同じ立場で実施することです。

⁵ 『吉川市市民参画条例』：平成17年4月1日に施行された「市民と市との協働を基本とした行政への市民参画を推進する」目的で制定された条例です。

⁶ 『公益性』：社会一般の利益のことです。

(2) 「なぜ、協働が必要なのか」という視点

① 吉川市を取り巻く環境の変化

吉川市は首都25km圏内という立地条件や、交通網や住宅環境の整備などにより、近年、人口が増え続けています。そのため、市民生活は問題が多発・深刻化しており、市民が求めるニーズも多様化・高度化しています。

一方、行政は財源や職員の減少などにより非常に厳しい状況が続き、これまでの行政中心の公共サービス⁷だけでは、多岐に渡る市民ニーズに対応していくことが難しくなっています。

② 市民のまちづくりに対する関心

市民の中にも「自分たちがまちづくりに関わっていく」という認識が芽生え始め、それは日々高まりを見せています。この思いは、「新しい吉川市」を実現するための大きな力となる可能性を秘めています。

このような背景から、行政はその思いを受け止め、市民と行政がそれぞれ持っている能力や資源⁸を持ち寄って、一緒にまちづくりを進めていく必要があります。

③ 協働することで得られる効果

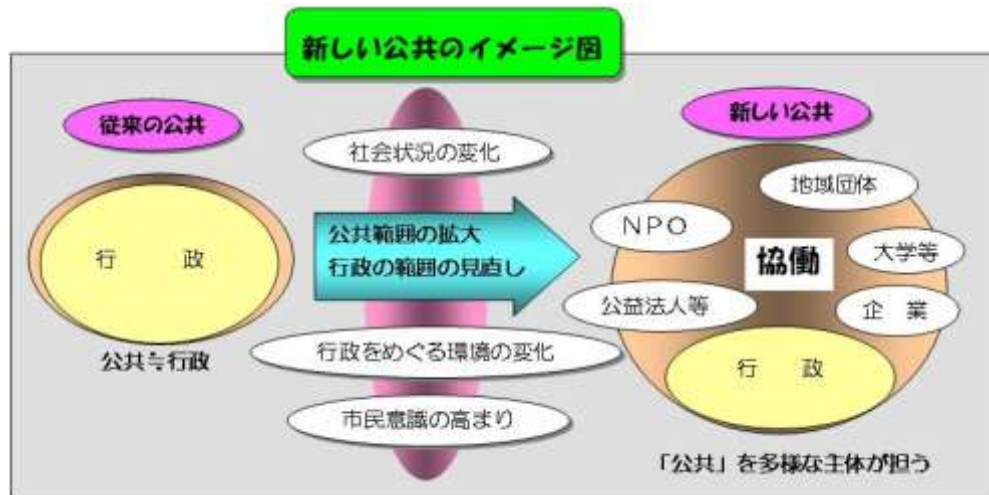
協働することで、市民は「吉川市のまちづくりは自分たちの手で行う。」という意識が深まり、そのような役割を担う市民の活動が活発になっていきます。さらに、行政のしくみと市民の発想や機動力を組み合わせることで、より市民ニーズに柔軟に対応することができるようになります。

⁷ 『公共サービス』：個人レベルでは解決できないことや効率的ではないことを社会全体で考え、提供するサービスのことです。

⁸ 『資源』：この指針では、人材、資金、情報などを指しています。

(3) 「新しい公共」という視点

これまでの公共サービスは、そのほぼ全てを行政中心で行ってきました。しかしながら、世の中の社会情勢や人々のライフスタイルが変化の中で、「公共サービスの担い手は行政だけでなく、市民も担っていく」という新しい考え方が生まれました。これを「新しい公共」と言い、これからの公共経営や地域社会形成には欠かすことができないものになっています。



(出典：埼玉県 NPO 活動促進基本方針)

(4) 「参加も協働」という視点

参加は、「単に公共サービスを受けるだけの参加（受動的な参加）」と「自らの意思で計画から実現の過程において主体的に関わる参加（能動的な参加）」に分けられます。

「受動的な参加」は、市民の関わりやつながりを拡大していくためには、非常に大切なものですが、それだけでは協働と言うことはできません。

この指針では、「能動的な参加」を協働の重要な要素として考えています。

3. 協働のルールとマナー

協働を円滑に進めていくためには、市民と行政が次のルールを守り、マナーを心がけていく必要があります。

(1) よしかわ協働ルール

協働を行うとき、市民と行政が守るルールは次のとおりです。

① 目的共有・目標一致のルール～めざすところ是一緒

協働を行うときには、何のために協働をするのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげればいいのかという「目標」をお互いに一致させ、共有することが必要です。

② 役割分担のルール～お互いに責任を持つ

協働を行うときには、市民と行政のどちらか一方だけが取り組めば実現をするわけではなく、「市民だからできること」、「行政だからできること」を明確に分担し、あらかじめ合意形成を図った上で、補完⁹し合いながら進めていくことが必要です。

③ 公開のルール～開かれた関係

協働を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有し、ともに社会に対する説明責任を果たしていくことが必要です。

④ 評価のルール～次への第一歩

協働を行った後には、お互いがそれぞれの目線で導入から成果について評価し、次の新たな事業につなげていくことが必要です。

⁹ 『補完』：一つのことをするために、お互いができないことを穴埋めしながら取り組んでいくことです。

(2) よしかわ協働マナー

協働を行うとき、「よしかわ協働ルール」を守った上で心がけるマナーは次のとおりです。

① 対等のマナー～どちらも主役

市民と行政が上下関係になるのではなく、対等なパートナーとして意識していくことが大切です。

② 相互理解のマナー～お互いを知る

お互いの能力、特性、立場を認め、理解し合い、信頼関係を築くことが大切です。

③ 自主性尊重のマナー～良好な関係を保つために

お互いが持っている長所を十分に生かすため、お互いの自主性を尊重し、それぞれの領域に踏み込み過ぎず適切な距離を保つことが大切です。

④ 自立のマナー～自分の足で歩く

お互いが常に自立した存在として、どちらかに依存することのない関係を築くことが大切です。

4. 協働の推進に向けて

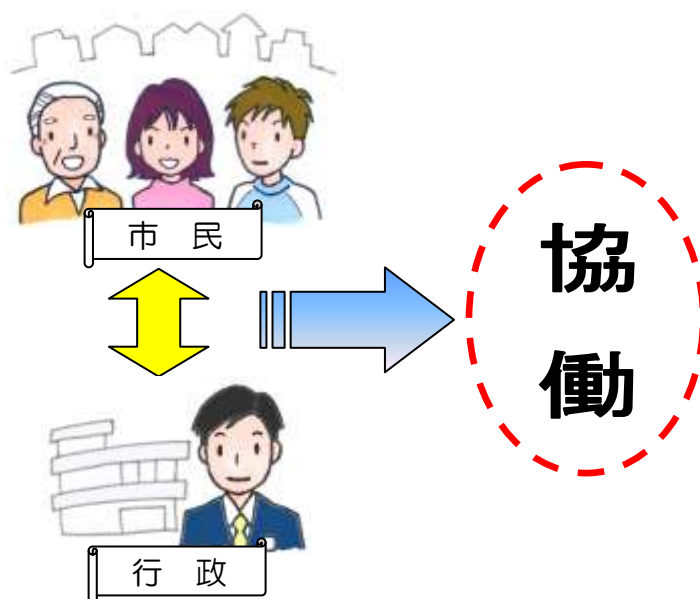
協働を行うときは、協働の種類や形態がどれにあたるのかを確認しておく必要があります。

(1) 協働の種類について

協働が始まるときの経緯は、次の4つがあります。

① スタート時協力型

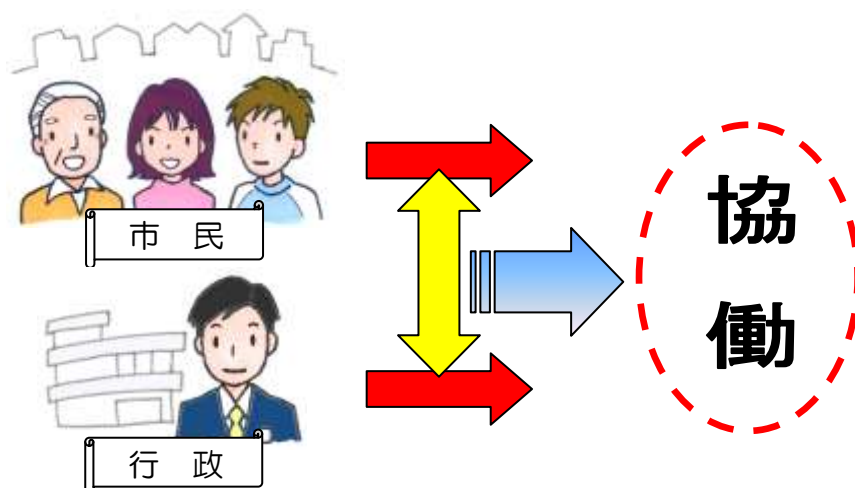
協働を始める前に、目的や考え方、進め方について相互に共有した上でスタートするかたちです。



② 相互単独型

それぞれが単独で開始した事業・活動について、目的や考え方、進め方などについて共有して進めるかたちです。

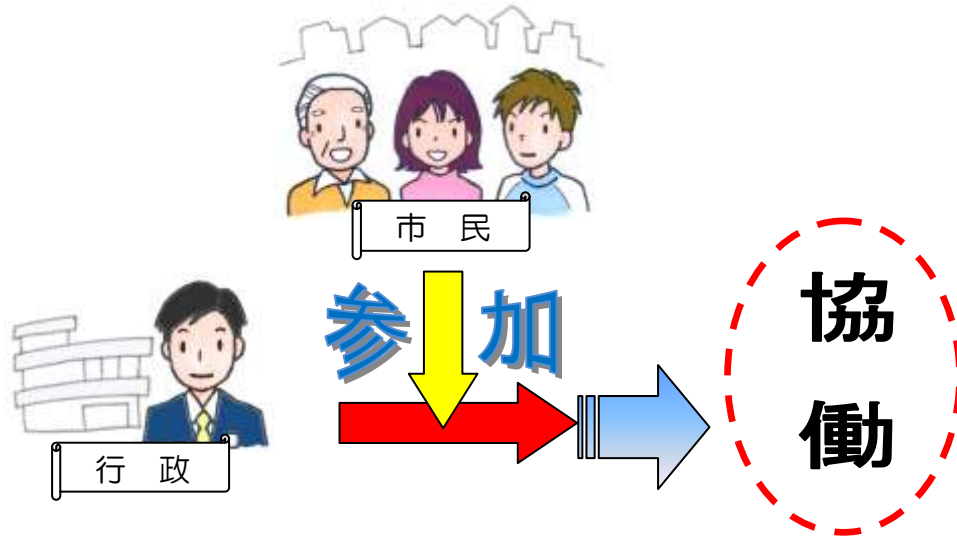
全てを共有せずに、相互単独の部分が残る場合や協働終了後、それぞれが単独で継続する場合があります。



③ 行政主導市民参加型

行政が概要を決定し、市民に参加を呼びかけるかたちです。

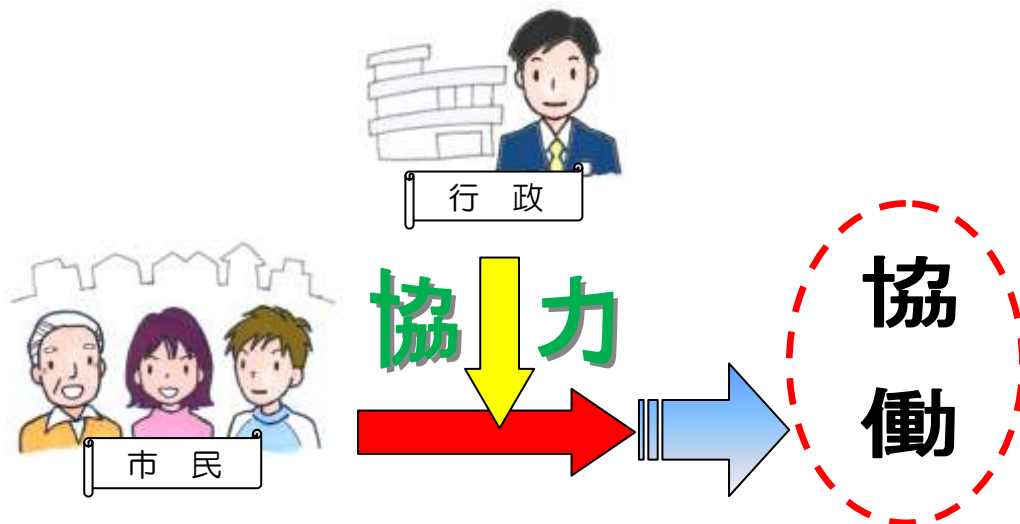
この場合は、市民の自発性や意思決定への関与が制限されることがあります。



④ 市民主導行政協力型

市民が先行して取り組む事業・活動に、行政が協力をするかたちです。

この場合は、市民の自発性が高く、共感が得られやすくなります。



※イメージ図は、仙台市「仙台協働本」の図を基に作成しています。

(2) 協働の形態について

協働にはさまざまな形態があり、どの形態を選択するかは、協働する場合の目的や協働過程における効果も視野に入れて考えることが大切です。

① 共催

共催とは、事業の企画または運営に参加し、お互いに主催者としての責任を負担し、一つの事業を行う方法です。

■効果

- お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも大きな効果が期待できます。

■留意点

- 事業の検討段階から市民と行政が、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。
- お互いに責任を負いあう形態であるため、特に役割分担、経費負担、リスクが生じたときの対応、公共目的としての統一性など、十分に確認しておくことが大切です。

■具体例

市民まつり、なまずの里マラソン、文化祭など

② 後援

後援とは、市民が実施する公共的な事業や取り組みについて、行政がその事業の趣旨に賛同し、その開催を援助する目的で市の名義使用を承認する方法です。

■効果

- 行政の名義を使用することで、社会的信頼性が増し、周囲の理解や関心の向上が期待できます。

■留意点

- 基準に基づき、窓口となる主管課は活動状況の把握を十分にする必要があります。承認する要件としては公共性が高く、営利目的でない事業であることが重要視されます。

■具体例

「後援：吉川市」、「後援：吉川市教育委員会」とある事業

③ 事業協力

事業協力とは、市民または行政のいずれかが事業主体となり、お互いに目標や役割分担などを取り決め、協力して事業を行う方法です。

■効果

- お互いの特性や得意分野を活かし発揮することで、より大きな効果が期待できます。
- お互いの特性や立場を認め、理解し合うことにより、信頼関係の構築が期待できます。

■留意点

- 事業主体が相手に期待する役割を明確に示し、お互いの得意分野を活かす形で協力体制を築くことが大切です。
- お互いの話し合いの上で実施責任や役割分担などを取り決め、協定書などによる文書で明確に示しておくことが大切です。

■具体例

地域美化活動、地域防犯活動など

④ アダプト制度

アダプト制度¹⁰とは、市民と行政が協議し合意の上で公共施設などの清掃・美化活動を行い、行政がその活動に伴う物品の支給などを行う方法です。

■効果

- 「地域のことは地域が行う」という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果が期待できます。
- 活動を通して地域コミュニティが活性化し、地域住民同士の交流が期待できます。
- 市民が主体で管理を行うことにより、地域の特性にあった管理や公共施設の有効活用が期待できます。

■留意点

- 多くの地域住民が関心を持ち、主体的に関わっていくことが大切です。
- 地域住民が気軽に参加できるような事業展開と働きかけが大切です。

■具体例

道路里親制度など

¹⁰『アダプト制度』：アダプトは『養子縁組する』の意で、アダプト制度は『里親制度』を意味し、市民と行政の協働を進めるためにアメリカで広まった手法です。

具体的には、ボランティアとなる市民が里親となって道路、公園などを自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化活動などを行い、管理していく方法を言います。市は、ボランティア保険への加入や清掃道具の提供などの支援を行います。

⑤ 企画立案・計画立案への参加

企画立案・計画立案への参加とは、行政が事業の企画や計画を立案する際に、市民と意見や情報を交換したり、市民に提案を求めたり、市民を委員会などの委員としてともに企画や計画を立案したりする方法です。

■効果

- 市民の意見が反映され、市民ニーズにより適した事業の実施が期待できます。

■留意点

- 積極的議論を行うため、事業の目的や課題を十分に説明し、認識を共有することが大切です。
- 行政は、どのような手順で進めていくのか、どの段階で、どのように意見が反映されるのかを事前に明確にすることが大切です。
- お互いに学習する機会を設け、情報や知識を共有することが大切です。

■具体例

審議会や協議会、パブリック・コメント¹¹、ワークショップ¹²など。

⑥ 実行委員会等

実行委員会等とは、イベントなどを実施する場合に、市民や行政など、その実施の責任を担う人々が集まって組織され、そこが主催者となり、社会的責任を共有した形で事業を行う方法です。

■効果

- お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄ることができ、単独で実施するよりも大きな効果が期待できます。
- 企画段階から市民と行政の相互理解が深まり、お互いの信頼関係を築くことが期待できます。

■留意点

- 事業目的の明確化と情報を共有し、事業の企画・検討段階から十分に話し合うことが大切です。
- 複数の主体が関わるため、責任の所在が不明瞭になり、事務局に依存した状態になりがちであるため、事前に相互の役割分担などを明確にしておくことが大切です。

■具体例

吉川市民まつり運営委員会など

¹¹ 『パブリック・コメント』：施策などの策定途中で、その計画などの素案を公表し、市民に広く意見を募集する方法です。意見公募などの形を取ります。

¹² 『ワークショップ』：市民と行政や市民同士が、自由な議論や共同作業を通して、案を作り上げていく方法です。

⑦ 委託

委託とは、通常の業務委託契約よりも協働の意図を強く持ったもので、市民の発想や特性を活かしたかたちで業務を依頼する方法です。

■効果

- 市民の有する専門的知識や経験が活かされ、多様なサービスの提供や、先駆的な取り組みが期待できます。

■留意点

- 通常の業務委託は、行政が事業目的や方法を仕様書にし、受託者はその内容どおりに、誠実に行うことが求められますが、ここで言う委託は、受託者の提案・企画を仕様内容に取り入れ、受託者が主体的に取り組むところが特徴です。
- 受託した市民はその事業を行うときに生じる責任を負い、その事業を選択した社会的責任は行政が負うこととなります。

■具体例

協働事業による委託など

⑧ 補助

補助とは、市民の実施する公共的な事業について、行政と課題や目的を共有した上で、行政が金銭などを市民に交付・提供する方法です。

■効果

- 円滑な事業展開や公益性の実現が期待できます。

■留意点

- 補助金の支出には事業ごとの交付要綱が根拠となり、行政の財政状況により、補助額に影響が出る場合があります。
- 行政は事業報告や成果物の提出などによって適正に事業が実施されているか検証することが大切です。
- 行政はその事業が公共的・社会的課題の解決を目指している事業で、かつ、公益上必要であるかを明確に判断することが大切です。
- 補助は、一般的に事業や活動の奨励や組織への支援としての性格もありますが、ここではそのような補助とは区別しています。
- 事業を実施する上での責任や成果は、市民が有しますが、成果は行政と共有する場合があります。

■具体例

〇〇事業補助金など

⑨ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と管理運営の効率化などを図ることを目的として、民間事業者や市民団体などに、その管理運営を委ねる方法です。

■効果

- 管理運営の効率性の向上、経費の節減、質の高いきめ細かな市民サービスが提供されることが期待できます。
- 市民目線に立った管理運営やサービスの提供が期待できます。

■留意点

- 指定管理者制度の導入にあたっては、公募による手続きが基本となります。
- 管理運営を委ねる相手には、施設の利用者が満足できる事業が展開されるか、管理コストが適切か、より充実した管理運営ができるかどうかを分析した上で決定されます。
- 指定管理者となる者は、施設の管理運営と市民サービスを両立させるため、綿密な計画と経営能力を有することが必要です。
- 指定管理者制度を導入する場合、その施設や運営形態によっては、行政と協働運営で実施していく方法もあります。

■具体例

老人福祉センター

5. 協働するための今後の方向性について

協働を推進するため、市民と行政は次のような点に留意し、取り組んでいきます。

(1) 市民の自治意識の高揚

協働には、自らの暮らしの課題について、自ら取り組むという姿勢を持つ「自立した市民」の存在が不可欠です。

「自分でできることは自分で解決する」、「地域でできることは地域で解決する」などの自助・共助・公助¹³の意識を持ち、市民自らがまちづくりに何ができるかを考え、みんなで解決する意識を市民間で共有していくことが重要です。

- 市民の自治意識を育て、高めるための啓発活動に、市民と行政は積極的に取り組んでいきます。
- 市民は目的意識、専門性、企画力、経営力を持った自立した組織運営を進め、公共的な活動を行政とともに実践していけるよう自らの能力の向上に努めていきます。
- 「行政が何とかしてくれるだろう」から「自分たちで何とかしなくては」という考え方に変えていきます。

¹³ 『自助・共助・公助』：この考え方は、協働を進めていく上で、非常に重要な考え方であり、この考えを市民一人ひとりが意識し、実践していくことにより、住民自治や協働のまちづくりの実現につながっていきます。

『自助』：他人の力に頼らずに自分の力だけでできることを行うこと

『共助』：個人では解決できないことについて、周囲や地域が協力して行うこと

『公助』：個人や周囲・地域では解決できないことについて、公共（公的）機関が行うこと
例えば、地震などの自然災害を例にして考えてみましょう。

◇ 防災グッズの購入や家具などを固定し、日頃から地震や自然災害に備えている。

自分や家族の安全は自分たちで守る。→（自助）

◇ 自治会やボランティアによる自主防災活動

自分や家族の安全が確保されたので、周囲や地域の応援や救助にあたる。→（共助）

◇ 避難所の設置や応急対策活動

市・警察・消防・県・国、ライフライン各社による応急対策活動。→（公助）

(2) 新たな人材の発掘と育成

市内には、様々な分野で活躍し、高度な知識や技術を蓄えた人材が数多く存在します。これらの人材は、協働のまちづくりや市民活動の活性化には必要な存在であり、市民一人ひとりの力が活かされるような、協働の環境整備が重要です。

また、協働事業をあらゆる分野で展開するには、様々な専門的知識を持った市民と行政が連携して、協働の担い手を育てていくことが重要です。

- 市民が地域で活躍できる環境を整えるとともに、必要な時に必要な人材を活かすことができるようなしくみづくりに努めます。
- 将来のまちづくりを担う子どもたちには、地域活動やボランティア体験などを通じて、協働への理解を深める機会を提供します。

(3) 行政職員の意識改革

協働を推進し、「市民主役のまちづくり」を実現させるためには、行政職員一人ひとりが、「公共」や「公益」を担うのは行政だけではなく市民との協働の上に成り立つという意識を持つことが重要です。

また、協働事業を組み立て推進していくためには、行政内部の様々な部署が関わり、縦割り組織ではなく、横断的に連携して機能する組織が必要です。

- 「市民に何かしてあげる」から「市民と一緒にできることは何か」という考えに変えていきます。
- 協働に関する実効性のある職員研修を行うことにより、職員一人ひとりが協働を意識して日々の職務に取り組むよう努めます。
- 職員が積極的に市民と協働することにより、自己の意識改革に努め、地域の課題を的確に把握し、職員としてのコミュニケーションやコーディネート能力を高めるよう努めます。
- 縦割り組織から横断的に連携して機能する組織改革を進めます。

(4) 話し合いをするための場・機会の増大

協働を進めていくには、市民と行政がお互いに顔を合わせ、協働の目的、立場や特性を理解し、認め合いながら信頼関係を築いていくことが重要です。

また、行政は、市民や地域の声を聞き、市民の目線で物事を考え、市民ニーズや地域の課題を的確に把握していくことが重要です。

- 協働する上で、お互いが対等に話し合える場と機会を増やしていきます。
- 行政は、市民が話しやすい雰囲気づくりを心掛けるとともに、市民の声を聞く姿勢と職員のコミュニケーション能力を高めていきます。

(5) 協働を実行するための制度づくり

協働を進めていくには、意識改革や啓発だけではなく、実際に協働を目に見えるかたちにしていくことが重要です。

具体的な制度や事業を構築することにより、協働の実現が図れるとともに、市民や行政職員の意識も必然と高まり、市民のまちづくりに関わっていく機会が増えていきます。

- 協働に関する具体的な制度づくりを進めます。
- 市民のアイデアや提案を受け入れ、一緒に検討していく体制づくりを進めます。

(6) 協働事業の分析と評価

協働事業の実施後、次の協働事業に活かしていくためには、実施した協働事業の「導入」から「過程」、そして「成果」に至るまでを、公平な観点からお互いが分析し改善して行くことが重要です。

さらに、協働事業が広く市民に認知され、市民の信頼と支持を確保していくためには、協働事業の透明性を高め、その公益性を重視し、かつ効率・有効性をあらゆる視点から評価できるしくみづくりが必要です。

- 「導入」、「過程」、「成果」における分析を行い公表していきます。
- 協働事業の評価システムについて研究していきます。

(7) 情報の共有化

協働を進めていくには、市民と行政が協働に関する情報を積極的に提供し、共有することが重要です。

また、市民が協働に関する情報をいつでも簡単に入手できる情報提供の場や、市民相互や市民と行政の双方向のコミュニケーションを活性化するための新たなしくみづくりが必要です。

- 既存の情報提供手段である「広報よしかわ」、「市ホームページ」の有効活用を図ります。
- 情報提供の場、新たな情報提供システムの構築を進めていきます。
- 市民相互のネットワークづくりと市民の情報発信力を支援していきます。

(8) 市民活動の拠点づくり

協働を進めていくには、協働のまちづくりに結び付く市民活動の活性化が不可欠です。

そのためには、市民活動の核となる場所を整備し、市民活動や協働に関する情報の集約化や市民活動をあらゆる面から支え、サポートしていく環境が必要です。

拠点となる場所には、市民活動に関する相談窓口や情報提供・発信の拠点となるほか、参加者の拡大や協働を推進するための啓発活動、人材育成、市民相互のネットワークやコーディネート、行政とのパイプ役など、市民活動をサポートし協働を推進するための機能を併せ持つことが重要です。

- 市民活動の拠点づくりを進めていきます。

(9) 協働を推進するための体制づくり

協働を進めていくには、協働の進捗状況やその取り組みなどについて、確認し、改善をうながしていく体制づくりが必要です。

- 協働を継続的に推進、研究していく体制づくりを進めます。

(10) 市民と行政をつなぐ組織の支援

協働を進めていくには、市民と行政のそれぞれの立場を理解し、お互いの連携不足を補い中立的な立場で活動する存在が重要です。

- 市民主体で運営する中間支援組織¹⁴の活動を支援していきます。

(11) この指針の取り扱い

この指針は、その時々¹⁴の社会情勢や時代背景の変化、さらには当市における協働に関する現状にあわせて見直しを行います。

¹⁴ 『中間支援組織』：中立的な立場で、市民が活動しやすい環境の整備や、市民相互や市民と行政をつなぐ役割などを有した組織です。この組織の活動は様々ですが、主に「市民相互のネットワークづくり」、「市民活動に関する社会への啓発」、「市民活動の資源の開発」などがあります。

おわりに

この協働指針の策定にあたっては、平成19年10月、よしかわNPO連絡会が市長に提出した協働に関する提言書がきっかけとなり、吉川市市民参画審議会で検討することになりました。

さらに、具体的な協働指針の内容については、市民参画審議会の作業部会として平成19年12月に誕生した吉川市協働指針策定合同会議において検討することになりました。

協働指針策定合同会議は、市民調査員12名、市職員12名、埼玉県アドバイザー1名の計25名で構成されています。

この合同会議は、設立後、毎月1回のペースで会議を開催し、時には分科会に分かれて週1回のペースで話し合い、また、2か月以上に及ぶ地域ヒアリングを実施し現場の生の声を聞き歩くなど、工夫と努力を重ねて検討してきました。

検討する内容については、全くのゼロからのスタートで、困惑と「協働」の難しさから、初めのうちは、なかなか意見も出ず、市民と市職員の溝は深いまま時が経過していききました。

しかし、ともに顔を合わせて議論や学習を重ねるごとに、深かった溝は目に見えて埋まり、そこには新たに「信頼」が生まれてきたと実感しています。

まちづくりは、行政だけが行うものでも、市民だけが行うものでもなく、みんなで手を取り合い、市民と行政が共に学び、共に話し、共に動き、共に進みながら築き上げていくものです。

そのためには、まず、吉川市に関わる一人ひとりがこのまちに愛着をもち、まちづくりについて自らの問題として考え、参加し、実行していくことが必要です。

今後、この指針が「生きた教材」となり、協働によるまちづくりが積極的に推進され、「新しい吉川市」の誕生につながっていくことを切に願っています。

